

## 3 平成27年度国民健康保険税 国保税税額改正の概要

広報けいせん3月号でもお知らせしたとおり、平成27年度から国民健康保険税額が右表のとおり改正されます。

医療分における所得割の税率、均等割・平等割の税額を引き上げるほか、限度額を引き上げ、法定軽減措置が拡充されます。

### 【法定軽減措置の拡充】

所得の少ない世帯への法定軽減措置があります。均等割と平等割が軽減対象です。

軽減種類	平成27年度からの軽減判定方法
7割軽減	被保険者全員の所得額が(基礎控除額33万円)以下
5割軽減	被保険者全員の所得額が(基礎控除額33万円+26万円×被保険者数)以下
2割軽減	被保険者全員の所得額が(基礎控除額33万円+47万円×被保険者数)以下

※表中の「被保険者」は、擬制世帯主の人や国民健康保険から後期高齢者医療に移行した同世帯の人も含む

### 国民健康保険税 税額改正表 (年額)

分類	内訳	改正前	改正後	改正分
医療分	所得割	7.50%	8.80%	↑1.30%
	資産割	23.0%	23.0%	—
	均等割	17,000円	26,500円	↑9,500円
	平等割	21,000円	27,000円	↑6,000円
	限度額	510,000円	520,000円	↑10,000円
支援分	所得割	3.80%	3.80%	—
	資産割	12.0%	12.0%	—
	均等割	6,000円	6,000円	—
	平等割	5,000円	5,000円	—
介護分	限度額	160,000円	170,000円	↑10,000円
	所得割	1.05%	1.05%	—
	資産割	7.90%	7.90%	—
	均等割	6,600円	6,600円	—
介護分	平等割	3,700円	3,700円	—
	限度額	140,000円	160,000円	↑20,000円

### モデルケース【国民健康保険税計算例】

○25歳の1人世帯の場合  
【給与収入90万円、固定資産税なし】  
※7割軽減世帯

分類	改正前	改正後
医療分	11,400円	16,000円
支援分	3,300円	3,300円
介護分	0円	0円
年税額(合計)	14,700円	19,300円

○夫(48歳)妻(48歳)子(17歳)子(15歳)の4人世帯の場合【夫婦合算：営業所得150万円、固定資産税5万円】※2割軽減世帯

分類	改正前	改正後
医療分	170,400円	220,800円
支援分	73,600円	73,600円
介護分	29,700円	29,700円
年税額(合計)	273,700円	324,100円

○夫(70歳)妻(70歳)の2人世帯の場合  
【夫：年金収入200万円・固定資産税3万円  
妻：年金収入80万円】※5割軽減世帯

分類	改正前	改正後
医療分	69,600円	88,200円
支援分	29,900円	29,900円
介護分	0円	0円
年税額(合計)	99,500円	118,100円

○夫(60歳)妻(52歳)子(22歳)子(20歳)の4人世帯の場合【夫：給与収入400万円、固定資産税5万円】※法定軽減措置なしの世帯

分類	改正前	改正後
医療分	275,200円	349,500円
支援分	123,500円	123,500円
介護分	45,300円	45,300円
年税額(合計)	444,000円	518,300円

### 問合せ

○桂川町国民健康保険財政状況について…保険環境課 医療介護保険係 ☎65・1097  
○国民健康保険税額について…税務課 税務係 ☎65・1076